

# シニアの広場

## 家具転倒防止事業

**問** 長寿課 ☎56-0631

災害時にタンスなどの転倒による被害を防ぐため、家具転倒防止器具の取り付けを行います。

**対** 次のいずれかに該当する在宅の人。

- 満65歳以上の人のみの世帯  
(世帯分離の同居者がいる場合は対象外)
- 身体障害者手帳1～2級の人
- 精神障害者保健福祉手帳1～2級の人
- 療育手帳A、B判定の人
- 介護保険の要介護3～5の人

※対象者が居住する市内の住宅が対象

**内** タンス、食器棚、冷蔵庫、テレビなど合計4点まで、1点につき、取付作業費全額および器具代上限1,000円まで補助。

**申** 必要書類を長寿課に提出。

**他** 申請は同一世帯につき1回限り。  
以前に本事業を利用した人は申請不可。

## 訪問理美容サービス事業

**問** 長寿課 ☎56-0631

自力で理美容院に行くことができない在宅の人に、訪問理美容サービス費用を助成します。

**対** 次の①～③のいずれにも該当するAまたはBの人。

- ① 介護保険施設、グループホーム、有料老人ホームなどの施設に入所していない人
  - ② 病院に入院していない人
  - ③ 月25日以上短期入所または宿泊を2か月以上継続していない人
- A 介護保険の要介護3～5の人で、寝たきり状態または認知症の所定の状態の人
- B 身体障害者手帳1～2級(内部疾患障がいを除く)の人

**内** 年間4回まで(3か月で1回)1回につき3,000円を上限に助成。

**申** 申請書を長寿課に提出。

## 福祉の家の施設情報

**問** 福祉の家 ☎64-6500

- 月曜日休館(祝日の場合は翌平日)
- 温泉スタンドの休止日 5月10日(月)

## パブリックコメント

計画等に対する意見を募集するため、パブリックコメントを実施します。みなさんの意見を反映したよりよい計画づくりのため、ぜひご意見をお寄せください。

### 使用料・手数料の適正化方針

**問** 財政課 ☎56-0606 FAX63-2100

✉ zaisei@nagakute.aichi.jp

使用料および手数料の適正化に関する方針を策定し、公共サービスを利用する受益者の費用負担を、算定方法、行政との負担割合の観点から明確にし、減免適用を含め統一基準をつくります。

**募集期間** 5月7日(金)～6月7日(月)

**概要説明会** 時 5月9日(日) 10:00～

場 福祉の家 集会室

### 長久手市公契約条例の制定

**問** 行政課 ☎56-0605 FAX63-2100

✉ gyosei@nagakute.aichi.jp

公契約条例とは、公契約に関する基本方針を定め、発注者と受注者の責務を明らかにし、公共事業等の品質の確保、働く人の適正な労働環境の確保を目的として制定するものです。

**募集期間** 5月7日(金)～6月7日(月)

**概要説明会** 時 5月8日(土) 10:00～

場 市役所北庁舎2階 第5会議室

**計画等の閲覧場所**

- 担当課窓口
- 共生ステーション
- 市役所西庁舎1階情報コーナー
- まちづくりセンター
- 市HP

**意見の提出方法**

意見書(任意様式可)に該当箇所・意見・住所・氏名・連絡先を明記し、担当窓口または郵便、FAX、メールなどで提出

※個別回答はせず、個人情報に留意した形で、市HPなどに公表します。